

佐賀県告示第 133 号

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家畜等の移動等の制限(平成 29 年佐賀県告示第 73 号)を次のとおり変更する。

なお、高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家畜等の移動等の制限の変更(平成 29 年佐賀県告示第 74 号)は、廃止する。

平成 29 年 2 月 21 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

移動を制限する家畜の種類等

1 移動を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

2 移動を制限する物品

病原体を広げるおそれのある物品

3 移動を制限する区域

(1) 多久市多久町の一部(天ヶ瀬ダム左岸と大峠を直線で結んだ線以東の区域)並びに南多久町長尾の一部(瓦川内川の以南東の区域)、下多久の一部(県道 25 号の以南の区域)及び花祭

(2) 武雄市北方町大字志久の一部(字大峠新開、字笹ヶ谷、字イゲ谷、字原田、字百枚、字池田、字池田谷道江及び字小通)

(3) 小城市牛津町上砥川の一部(字刃場及び字平蔵良)

(4) 杵島郡大町町福母の一部(字一本谷、字二本谷、字一本松、字二本松、字一本杉、字二本杉、字三本杉、字四本杉、字五本杉、字一本桑、字一本柳、字二本柳、字三本柳、字六本柳、字開田、字古八幡、字市場、字慈雲山、字城山、字柚ノ木、字仏法、字京ノ尾、字弥護原、字中尾、字松尾、字大御門、字浦田、字大久保、字千場、字前髪山及び字古場山)及び大町

- (5) 杵島郡江北町上小田、下小田、山口、八町の一部(字下古川内、字上古川内、字上古川外、字下古川外、字一本楠、字二本楠、字三本楠、字一本杉、字二本杉、字三本杉及び字四本杉)、惣領分字一本松及び佐留志の一部(字一本杉、字二本杉、字一本松、字二本松、字三本松及び字四本松)
- (6) 杵島郡白石町大渡の一部(字下三本松、字下四本松、字下五本松及び字下六本松)、東郷の一部(字一本杉、字二本杉及び字袋搦)、今泉の一部(字四本松、字五本松、字一本杉及び字二本杉)及び馬洗の一部(字馬田及び字権納)

4 移動を制限する期間

平成 29 年 2 月 21 日から当分の間